

別表六の二(八)

「27」欄及び「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名		()					
個 別 所 得 金 額	1	連 結 所 得 の 金 額		20	円				
所得金額がない場合は0)		(別表四の二「56の①」)							
「27」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の10第2項」、 「平成26年旧措置法第68条の10第2項」、 「平成25年旧措置法第68条の10第2項」又は 「平成24年旧措置法第68条の10第2項」 ② 「区分番号」欄:「10289」 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(八)「27」欄の金額(円単位)						エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)	21		
						繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(繰越連結法人の(1)の合計)	22		
						調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23		
						当 期	総調整前連結税額基準額 (23) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(七)「25」)	24	
						当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	25		
						調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「14の②」)	26		
						法 人 分	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27	
						総調整前連結税額基準額 (23) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(七)「25」)	28		
						繰越税額控除可能額の合計額	総調整前連結税額基準額の残額 (28) 又は (28) - (25)) - (別表六の二(七)「32」)	29	
						連 結 事 業 年 度	平 平 . . . (各連結法人の(39)の①)の合計	30	
平 平 . . . (各連結法人の(39)の②)の合計	31								
合 計	32								
連 結 事 業 年 度	平 平 . . . (別表六の二(二十一)付表「10の②」)	33							
平 平 . . . (別表六の二(二十一)付表「11の②」)	34								
合 計	35								
算 分	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (32) - (35)	36							
法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37								
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)					
	平 . . . ①	円	円						
	平 . . . ②			外 円					
	計		(16)						
	当 期 分	(4)	(8)	外					
	合 計								
期 税 額 基 準 額	(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(七)「8」)	6							
法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (5) と (6) の うち 少 ない 金 額	7							
期 税 額 基 準 額	(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(七)「8」)	10							
繰 越 税 額 基 準 額	個別帰属額基準額の残額 (13) 又は ((13) - (8)) - (別表六の二(七)「16」)	14							
法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (12) と (14) の うち 少 ない 金 額	15							
当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額	当期繰越税額控除可能額 (11) と (15) の うち 少 ない 金 額	16							
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	調整前連結税額超過構成額 (33) × $\frac{(39)の①}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39)の②}{(31)}$	17							
当 期 繰 越 税 額 控 除 額	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18							
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19							

別表六の二(八) 平二六・四・一以後終了連結事業年度分